

## 医療機関等継続・再開支援事業【概要】

### 1. 補助対象事業者

新型コロナウイルス感染症患者が発生したことにより休業・診療縮小を余儀なくされた医療機関及び薬局

ただし、支援対象となる薬局については、日常生活圏域（具体的には中学校区）に1件のみ所在する薬局を対象とする。

### 2. 補助対象経費

新型コロナウイルス感染症患者が発生したことにより休業・診療縮小を余儀なくされた医療機関・薬局が再開するための消毒経費等の購入に係る経費で、令和5年5月8日（月）～令和5年9月30日（土）に納品又は業務委託の完了となったもの。（継続・再開のために使用した経費のみが対象（原則、再開までに納品されたもの））

### 3. 補助基準額（上限額）

(1) 消毒経費（消耗品費、委託料） 病室等の消毒剤の購入費又は消毒の外注費に限る。

1施設当たり600,000円

(2) HEPAフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る）

1台当たり905,000円

※購入台数の上限は1施設当たり2台（薬局については1台）

(3) HEPAフィルター付きパーテーション

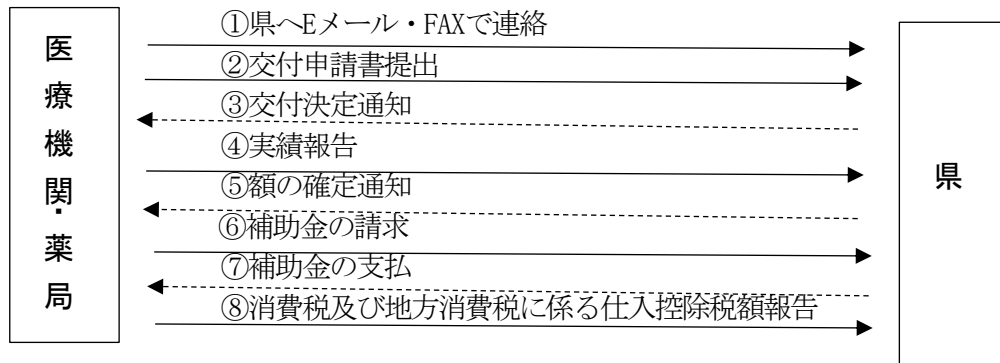
1台当たり205,000円

### 4. 補助額の算定方法（事業者負担1/2あり）

「補助基準額と補助対象経費の実支出額を比較して少ない方の額」と「総事業費から当該事業に係る寄付金その他収入額を控除した額」とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額。

※ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

### 5. 手続の流れ



### 6. よくある質問

「新型コロナウイルス感染症患者が発生したことにより休業・診療縮小」とありますが、例えばどのような医療機関が補助対象となるのでしょうか。

(答)

職員や医療機関を訪れた患者等に新型コロナウイルス感染症患者が発生したことにより、医療機関の全部の休業、入院業務の休止、外来業務の休止、入院病棟の一部休棟、新規入院の休止、外来の一部閉鎖を行った医療機関の継続・再開に必要な経費の補助です。

### 7. 留意事項

- 本事業の実施期間は令和5年5月8日（月）～令和5年9月30日（土）となっておりますので、納品等が令和5年9月30日（土）までのものが補助対象となります。
- 空気清浄機を導入する場合は、陰圧対応が可能であるHEPAフィルター付き空気清浄機のみが補助対象ですので、メーカーに確認する等してください。